

国際実証研究費助成金交付規程（新）	国際実証研究費助成金交付規程（旧）
<p style="text-align: center;">国際実証研究費助成金交付規程</p> <p style="text-align: right;">2020年8月28日 2020年度規程第9号 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>一部改正 2024年3月29日2023年度規程第44号</u></p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（交付の対象）</p> <p>第4条 機構は、第3条第1項に定める研究開発を行う者に対し、当該研究開発に必要な費用の一部を助成する。ただし、第28条に定める事項に該当する者が行う事業に対しては、本助成金の交付対象としない。</p> <p>第5条～第8条（略）</p> <p>（交付に当たっての条件）</p> <p>第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>二十四 助成事業者は、助成事業年度の終了後5年間、機構が実施する終了時評価、追跡調査・評価、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。ただし、機構が必要があると認めるときは、終了時評価を助成事業完了前に行うこととする。（なお、助成事業年度の終了後5年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・</p>	<p style="text-align: center;">国際実証研究費助成金交付規程</p> <p style="text-align: right;">2020年8月28日 2020年度規程第9号 (略)</p> <p>第1条～3条（略）</p> <p>（交付の対象）</p> <p>第4条 機構は、第3条第1項に定める研究開発を行う者に対し、当該研究開発に必要な費用の一部を助成する。ただし、第26条に定める事項に該当する者が行う事業に対しては、本助成金の交付対象としない。</p> <p>第5条～第8条（略）</p> <p>（交付に当たっての条件）</p> <p>第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>二十四 助成事業者は、助成事業年度の終了後5年間、機構が実施する事後評価、追跡調査・評価、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。ただし、機構が必要があると認めるときは、事後評価を助成事業完了前に行うこととする。（なお、助成事業年度の終了後5年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・調査等</p>

国際実証研究費助成金交付規程（新）	国際実証研究費助成金交付規程（旧）
<p>調査等の期間を延長することがある。） 二十五～三十八（略） 2（略）</p> <p>第10条～第17条（略）</p> <p>（交付決定の取消） 第18条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 一～七（略） 八 助成事業者が、第28条の規定の誓約に違反したとき。 九～十（略） 2～3（略）</p> <p>第19条～第25条（略）</p> <p><u>（データマネジメント）</u> 第26条 助成事業者は、「<u>公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方</u>」（令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議）及び機構が公募時等に示す情報を踏まえて、研究開発により生じたデータのうち助成事業者が管理対象データとしたものについてデータマネジメントを行うものとする。</p> <p><u>（経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開）</u> 第27条 助成事業者は、<u>経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）</u>第</p>	<p>の期間を延長することがある。） 二十五～三十八（略） 2（略）</p> <p>第10条～第17条（略）</p> <p>（交付決定の取消） 第18条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 一～七（略） 八 助成事業者が、第26条の規定の誓約に違反したとき。 九～十（略） 2～3（略）</p> <p>第19条～第25条（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

国際実証研究費助成金交付規程（新）	国際実証研究費助成金交付規程（旧）
<p><u>65条第1項に規定する助成事業者の特許出願に係る明細書等（以下「明細書等」という。）に記載された発明について経済安全保障推進法第70条第2項に規定する保全指定がされている場合、当該特許出願に係る明細書等に記載された保全対象発明（経済安全保障推進法第70条第1項に規定する保全対象発明をいう。以下同じ。）の情報は、この規程に別段の定めがある場合を除き、機構に提示しないこととする。</u></p> <p><u>2 助成事業者は、助成事業者の特許出願に関して、その出願から経済安全保障推進法第66条第1項に基づき特許庁長官により当該特許出願に係る書類が内閣総理大臣へ送付される若しくは送付されないことが決定されるまでの間、及び同法第67条第1項に規定された保全審査が行われている間、当該特許出願の明細書等に記載された発明に係る詳細な技術情報については、機構に提示しないこととする。ただし、当該特許出願の明細書等に記載された発明が、同法第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 助成事業者は、特許出願を予定している場合、当該特許出願の明細書等に記載する発明に係る詳細な技術情報を機構に提示しないこととする。ただし、当該発明が、同法第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、機構が助成事業の管理における必要性から保全対象発明又は詳細な技術情報の提示を求めたときは、助成事業者は、機構が指定する方法により、当該保全対象発明の情報又は詳細な技術情報を機構に提示するものとする。</u></p> <p>第28条（暴力団排除に関する誓約） 助成事業者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。</p>	<p>第26条（暴力団排除に関する誓約） 助成事業者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。</p>

国際実証研究費助成金交付規程（新）	国際実証研究費助成金交付規程（旧）
<p>（その他必要な事項）</p> <p>第29条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。</p> <p><u>附 則（2024年3月29日2023年度規程第44号）</u></p> <p><u>1. この規程は、2024年4月1日から実施する。</u></p> <p><u>2. ただし、第26条の規定は、2024年4月1日以後に交付決定（変更交付決定を除く。）を行う事業について適用する。</u></p> <p>様式第1 略</p> <p><u>様式第2 別添のとおり</u></p> <p>様式第3～第12-1 略</p> <p><u>様式第12-2 別添のとおり</u></p> <p>様式第13～様式23 略</p>	<p>（その他必要な事項）</p> <p>第27条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。</p> <p>様式第1～様式第23 略</p>